

聖籠町地域生活支援事業実施規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十四年一月四日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第二号

聖籠町地域生活支援事業実施規則の一部を改正する

規則

聖籠町地域生活支援事業実施規則（平成十八年聖籠町規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

十二 成年後見制度利用支援事業

第五条第一項中「第二十九条第四項」を「第二十九条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。